

国民健康保険税の課税限度額と 保険税軽減範囲が変わります

平成27年度の税制改正に伴い、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平な確保及び保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正しました。

課税限度額の改正

国民健康保険税の課税限度額の引き上げを行いました。

	現行	改正
医療保険分	51万円	52万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介護保険分	14万円	16万円

保険税軽減範囲の改正

国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行いました。

現行	所得基準範囲
5割軽減	33万円 + 24.5万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 45万円 × 被保険者数



改正	所得基準範囲
5割軽減	33万円 + 26万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 47万円 × 被保険者数

※世帯主及び加入者の総所得額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額について、軽減（7割・5割・2割）されます。
※7割軽減の所得基準範囲に変更はありません。（33万円）

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 税務係
電話(0868)54-26005

鏡野町臨時職員募集について

平成27年8月1日採用の臨時職員を次のとおり募集します。

【募集職種】

鏡野町保健福祉課 事務職員

【職務内容】

- 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
- 週休2日（土曜及び日曜日）
- 各種保険有
- 給与等は鏡野町臨時職員給与基準による

【応募資格】

- パソコン操作（ワード、エクセルによる文書作成、表計算及びデータ入力）など一般事務処理ができる方
- 平成27年8月1日から勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方。

【採用予定人員】

1名

【雇用期間】

平成27年8月1日～平成28年2月29日

【試験日・内容】

平成27年7月19日（日）
面接

【応募方法】

提出書類
①市販の履歴書に必要事項を記入の上、写真を貼ったもの

受付期間 平成27年7月1日（水）～7月15日（水）
受付場所 鏡野町保健福祉課 福祉係

【個人情報の取扱】

提出いただいた個人情報は採用試験のためのみに使用します。なお、採用が決まった方の個人情報については、採用後人事管理のため引き続き利用します。その他の方の個人情報は採用試験終了後、速やかに廃棄いたします。

【お問い合わせ先】

鏡野町保健福祉課 福祉係
電話(0868)54-2986